

令和4年6月2日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 60,849
- 2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数 480,306
- 3 静岡県議会議員の選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区	選挙区	選挙区
下田市・賀茂郡 17,883	富士市 69,449	掛川市 31,304
伊東市 19,807	富士宮市 36,341	袋井市・森町 28,014
熱海市 10,595	静岡市葵区 70,523	磐田市 44,996
伊豆市 8,635	静岡市駿河区 58,273	浜松市中区 64,551
伊豆の国市 13,513	静岡市清水区 65,860	浜松市東区 35,375
函南町 10,596	焼津市 37,883	浜松市西区 29,626
三島市 30,395	藤枝市 39,943	浜松市南区 27,602
清水町・長泉町 20,394	牧之原市・吉田町 19,759	浜松市北区 25,553
裾野市 13,964	島田市・川根本町 28,912	浜松市浜北区 26,623
御殿場市・小山町 28,684	御前崎市 8,597	浜松市天竜区 7,931
沼津市 54,425	菊川市 12,352	湖西市 15,797